

枝豆部会	枝豆栽培基準	制定日 2000年 1月16日 改訂日 2013年 2月28日
------	---------------	--

1. 栽培指針

より安全で美味しい枝豆を栽培することを目的に、栽培方法に基準を設け、生産者自身が技術や品質の向上に取り組み、栽培した枝豆にプライドの持てる美味しい枝豆に育てる。

2. 運用，適用範囲

庄内協同ファームへ枝豆を出荷するすべての生産者に適用され、運用にあたり生産者は部会の中で話し合い検討を行い、主体的にこの栽培基準を作り上げ実践していく。また、部会運営のために取り決め事項などが必要な場合は、部会内に別途規約を設けて運営していく。

3. 栽培基準

- (1) 栽培期間中に化学合成農薬と化学肥料を使用しない栽培（通称：無無栽培）と有機栽培に準じる有機圃場管理を実施していく。但し、病害虫の発生が著しい場合は、農薬の撒布について別途協議する。
代替資材の使用や微生物の活用を考えるなど栽培技術の向上に努める。
- (2) 種子は「だだちゃ豆」品種に限定し、有機・無無栽培圃場の自家採種されたものを使用し、購入種子は「松柏会」とする。入手困難でやむを得ない事情が発生した時は別途協議する。
- (3) 栽培にあたり次の記録を作成し実施する。
栽培管理台帳：計画・実績（様式1.2）、圃場図、栽培管理記録（様式3）
- (4) 出荷期間内の出荷量を平均化するために、播種時期をずらすなどの方法をとる。

4. 基準、認証のための記録

そのほか、必要とされる記録を整備する。

制定日：2000年1月16日

改訂：2000年8月28日 文書番号変更

改訂：2004年3月10日 栽培基準の表現変更、無無栽培追加

改訂：2007年7月26日 品質・出荷基準を別紙分け、種子使用関連を追加

改訂：2013年2月28日 承認者名の変更・表題の変更

作成	策定	責任者	確認	承認
今野昭史	枝豆部会	佐藤清夫	野口吉男	小野寺喜作